

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ
○京都府手数料徴収条例施行規則に基づき 手数料を徴収しない理由	(国際課)	35
○保安林の指定予定の通知	(中丹広域振興局)	〃
○河川区域の廃止による廃川敷地等	(乙訓土木事務所)	36
公 告		
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写 しの縦覧	(都市計画課)	〃
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写 しの縦覧	(山城北土木事務所)	〃

○都市計画特別用途地区の変更に係る図書 の写しの縦覧	(山城北土木事務所)	37
○都市計画高度地区の変更に係る図書の写 しの縦覧	(〃)	〃
○都市計画防火地域及び準防火地域の変更 に係る図書の写しの縦覧	(〃)	〃
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの 縦覧	(〃)	〃
○道路の位置の指定	(山城南土木事務所)	〃
○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課、山城北土木事務所、南丹土木事務所)	〃

告 示

京都府告示第22号

京都府手数料徴収条例(平成12年京都府条例第1号)別表第1の16の項に掲げる手数料に係る京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)第4条第2項に規定する特別な理由として知事が定めるものは、災害により被害を受けた者による申請のうち、国が旅券法施行規則(令和4年外務省令第10号)第24条各号に掲げる申請につき同条の規定を適用して旅券法(昭和26年法律第267号)第20条第6項の規定による手数料の減免を行うときの当該申請と同一の申請であって、知事が必要と認めたものであることとし、この理由に該当する場合は、当該申請に係る手数料の全額を免除する。

なお、この告示は、令和5年3月27日以後に発生した災害から適用する。

令和6年1月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年1月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
福知山市宇雲原小字宮本78の1、81の2、82、8078から8080まで、8081の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字宮本82・8078(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年1月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

舞鶴市字野村寺小字アマ谷405から407まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、407の1、408（次の図に示す部分に限る。）、409から411まで、10176、10176の1、10177、10177の1、10178、10179の4、10180、10181、10181の1、10182、10184から10194まで、10214、小字東アマ谷10195から10203まで、10204の1、10205の1、10206から10209まで、10210の1から10210の3まで、10211、10212、10212の1、10213、10215、10216

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字アマ谷405・408・409・411・10177・小字東アマ谷10213・10215・10216（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第25号

河川区域の廃止により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、京都府乙訓土木事務所に備えておく。

令和6年1月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 河川の名称

一級河川淀川水系小泉川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成29年10月20日

3 廃川敷地等の位置

長岡京市奥海印寺新郷29の1、29の2、向イ山29の1、29の2、30、火ノ尾45の2、45の4、46の5、47の2、48の3、48の4、48の7、48の8、65の1、65の2、72から76まで、駿河田18の1、19の1、21の1、22の1、22の3、22の4、23の2、24の1、駿河田30から32まで、下海印寺菩提寺10の2、41から44まで、尾流1の3、2の3、21、22、上内田97の1から97の3まで、川向井49の1から49の5まで、岸ノ下5の3、5の4、77の1から77の3まで、78

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 8,078.37平方メートル

公 告

八幡市から綴喜都市計画地区計画（橋本駅前地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年1月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊



八幡市から綴喜都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和6年1月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

八幡市から綴喜都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

八幡市から綴喜都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

八幡市から綴喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

八幡市から綴喜都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 6 年 1 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 日 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
山南第21号	令 6. 1. 4	京都府山 城南土木 事務所	相楽郡精華 町大字下粕 小字上新庄 91の2、91 の4	m 8.3	m 最小 6.4 最大 6.4

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 6 年 1 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字観音寺小字山下1608の1、1706の1の一部
(関連区域)
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
丹波市春日町黒井2229の1 フェルネスⅡ201
津田 貴行
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市大久保町久保6の6、9の2
(関連区域)
宇治市大久保町久保12の8の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇治市大久保町久保6
城島 健治
- 3 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
南丹市園部町小桜町二号18の一部、24の1の一部、36の一部
(関連区域)
南丹市園部町小桜町118の61の一部、174の19の一部、174の21の一部、小桜町二号市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南丹市園部町城南町小町22
前原 繁行